

相模原市告示第460号

相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年12月2日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類

相模原都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

ア 追加する部分

相模原市中央区松が丘一丁目及び松が丘二丁目地内

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

相模原市中央区青葉二丁目、青葉三丁目及び緑が丘二丁目並びに南区大野台三丁目地内

(2) 市街化調整区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

相模原市中央区青葉二丁目、青葉三丁目及び緑が丘二丁目地内

ウ 変更する部分

相模原市中央区松が丘一丁目及び松が丘二丁目並びに南区大野台三丁目地内

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課